



Title	労働契約の基礎と法構造：労働契約と労働者概念をめぐる日英米比較法研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	國武, 英生
Citation	北海道大学. 博士(法学) 乙第7058号
Issue Date	2018-09-25
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/71803">http://hdl.handle.net/2115/71803</a>
Rights(URL)	<a href="https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/">https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/</a>
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Hideo_Kunitake_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文題目

労働契約の基礎と法構造

—労働契約と労働者概念をめぐる日英米比較法研究—

学位論文内容の要旨

本稿は、イギリス法とアメリカ法の比較法研究を通じて、労働契約と労働者概念をめぐる理論的基礎を明らかにするとともに、使用従属関係を対象とする画一的な労働法規制が機能不全に陥っているという問題意識から、自営的就労に対する法的手法の意義と限界、その制度設計のあり方について考察を行ったものである。グローバル化する社会経済と IT（情報技術）化の進展に伴い、顕著に現れているのが雇用と自営の中間的な働き方の増加という現象である。そうした状況下においてもっとも基本的な法的課題は、労働法が適用される前提とされている労働契約とはどのような契約であるのか、また、労働契約以外の契約類型についていかなる法的ルールをどこまで及ぼすべきかという問題である。

わが国では伝統的に、労働契約を締結する者を労働法の対象となる当事者として基本的に想定してきた。そこで想定される関係は、企業と継続的な契約関係に基づいた「労働」であり、労働法は、指揮命令下で働く使用従属関係をその対象とする法分野として歴史的に形成されてきた。明確な二元的システムが社会の経済活動および社会構造に適合的だというのがこれまでの理解であった。その結果、自営で働く者については、労働法の適用範囲から外れ、労働法上の保護は及ばないものとして考えられ現在に至っている。

しかし近年では、雇用システムの変化や就業形態の多様化、IT（情報技術）化の進展により、SOHO、テレワーク、在宅就業者といった雇用と自営の中間的な働き方や、会社に所属しないフリーランスといった働き方が急速に増加している。なかでも顕著なのが、世界で急速に進んでいるシェアリング・エコノミーないしギグ・エコノミー（Gig economy）とよばれる現象である。社会的変化によって雇用関係は、労働力を大量に投入して生産を行うというかつての労働集約型の生産方式から、個々人が労働の生産を担う知識経済型また労働分散型の生産方式への移行しつつある。指揮命令関係が相対的に緩やかになっている雇用関係において、使用従属関係を基準にして一律に労働法の適用から排除していいかが問われており、こうした働き方の変容をふまえた考察を行う必要がある。従来の学説では、労働者概念に関する業績の蓄積がみられる一方で、英米の雇用契約や制定法上の概念については、

歴史的・比較法的に必ずしも明らかにされておらず、指揮命令関係が希薄な自営的就労もふまえた総合的な研究は十分に行われてこなかったように思われる。

以上のような問題意識から、本稿は、イギリス法とアメリカ法を中心とした比較法的検討を行い、これまでの従来の研究を補い、また、多様化する就労形態の増加を想定したうえで、労働契約の基本構造と労働市場の法的規制のあり方につき考察を行ったものである。

まず、第1章において、わが国における学説・裁判例を検討し、わが国において労働契約概念がどのように成立、発展してきたのかを考察し、労働契約をめぐる歴史的沿革と学説における議論状況を通じて、現状の法的課題を明らかにした。現行の判断基準は、指揮命令関係が稀薄な者の労働者性を否定する結果となっており、新しい役務・サービスに対して、既存の典型契約の規定によるのでは十分に対応できていない状況が明らかとなる。

第2章では、イギリス法の検討を行い、イギリスの雇用契約の歴史的展開を明らかにすることを試みるとともに、雇用契約の概念の意義と限界、制定法レベルにおける労働法の規律のあり方について考察を行った。19世紀前半までは請負と雇用といった区分は必ずしも存在していなかったが、コモン・ローの法理と20世紀の社会保障立法の影響を多分に受けることにより、雇用契約概念の基本的要素が形成され、被用者と自営業者に二分する法律体系が形成された。

その後、イギリスでは、被用者概念の判断基準を解釈によって見直すことにより、妥当な結論を導こうとするアプローチがとられており、1998年以降の制定法において第3のカテゴリである「労働者」概念を導入することにより、労働法の一部のルールを拡張している。現在では、基本的には被用者、労働者、自営業者の3分法による法体系を形成している。また、労働者であることがデフォルトで推定され、使用者側が反証しないかぎり制定法の適用が及ぶとするアプローチも一部の制定法で採用されていることが明らかになった。

続いて、第3章では、アメリカ法における被用者概念に関する検討を行った。ここでは、アメリカにおける被用者性の判断基準の多様性、立法目的と適用範囲の設定、法的規制の問題点等を分析した。アメリカ法の特徴は、法目的によって適用の判断基準を使い分けるアプローチが明確に採用されていることである。連邦法レベルでは法律によって複数の基準を使い分けるとともに、州法レベルでも異なる基準を採用しており、法目的によって柔軟に適応範囲をアドホックに判断していく実態を把握できた。こうしたアプローチは、法目的に応じて柔軟に対処できる点をメリットとして見出すことができる一方で、法目的によって判断基準を使い分けることは、労働者自身がどの法律が適用されるのかを認識することが難しく、混乱をもたらしているという指摘もなされている。連邦法レベルでも、従来の基準ではなく、ABC基準という新たな判断基準を採用する動向も明らかにした。

第4章では、新たな働き方であるライドシェアに代表されるシェアリング・エコノミー

をめぐる訴訟を検討の素材にして、イギリスおよびアメリカにおける自営的就労をめぐる法的論点について検討を行った。イギリス法では、雇用契約論の再構成の議論が行われているのが特徴であり、また、第3のカテゴリである「労働者」概念を見直す議論も展開されている。アメリカでは、「独立労働者 (independent workers)」という新たな分類を設ける議論も展開されている。また、内部告発法制や差別法制で採用されているように、二分法から脱しカテゴリに依存しないニュートラルな規制のあり方も検討がなされていることも明らかになった。

最後に、第5章において、これまでの比較法的考察をふまえて、わが国における労働契約論をめぐる法状況について検討を行った。労働法学が、従属労働を超えて、独立労働も含む、より広く定義された「労働」を扱うべきかが問われているが、イギリス法とアメリカ法の知見が示唆するところは、従属労働関係にこだわらず、労働市場を構築する観点からプラットフォーム企業を介在する働き方も含めた法的規制を指向していることである。

本論文では、日本においても雇用と自営の中間的な働き方が増加していることに鑑み、その法政策のための基軸の構築を試みた。イギリス法およびアメリカ法から得た雇用契約および被用者概念の構造に関する理解は、今後、わが国における労働法体系を構築する上で、重要な位置を占めるものである。